

平成 2 9 年 1 2 月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 4 9 号

平成 2 9 年度射水市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 5 0 号

平成 2 9 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 1 号

平成 2 9 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 2 号

平成 2 9 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 3 号

平成 2 9 年度射水市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 4 号

平成 2 9 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 5 号

平成 2 9 年度射水市病院事業会計補正予算（第 2 号）

以上 7 議案については、別途説明につき説明省略

議案第 5 6 号

射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について

(説 明)

人事院勧告等の内容に準拠し、本市職員の給与等について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 平成 2 9 年度の公民較差の解消

ア 給料 (第 1 条関係)

民間給料との較差を解消するため、全ての給料表の給料月額を引上げ(平均 0.2%。
若年層に重点を置いて引上げ)

イ 勤勉手当 (第 1 条及び第 2 条関係)

① 一般職員 (特定管理職員)

当該手当の年間支給月数を 0.1 月分引上げ

区 分	6月期	12月期	計
本年度【改定後】	0.85月 (1.05月)	0.95月 (1.15月)	1.8月 (2.2月)
平成30年度以降	0.9月 (1.1月)	0.9月 (1.1月)	1.8月 (2.2月)

② 再任用職員

当該手当の年間支給月数を 0.05 月分引上げ

区 分	6月期	12月期	計
本年度【改定後】	0.4月	0.45月	0.85月
平成30年度以降	0.425月	0.425月	0.85月

ウ 期末手当 (第 3 条から第 6 条まで関係)

議会の議長、副議長及び議員並びに市長、副市長及び教育長

当該手当の年間支給月数を 0.05 月分引上げ

区 分	6月期	12月期	計
本年度【改定後】	1.55月	1.75月	3.3月
平成30年度以降	1.575月	1.725月	3.3月

エ 初任給調整手当 (第 1 条関係)

医師に対する当該手当の支給限度月額を 300 円引上げ

2 関連条例

(1) 射水市職員の給与に関する条例

(2) 射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(3) 射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例

(4) 射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

3 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日。ただし、平成30年度以降の期末・勤勉手当に関する規定については、平成30年4月1日

(2) 適用期日

ア 平成29年度の公民較差の解消に係る給料表の改定及び初任給調整手当に関する規定 平成29年4月1日

イ 平成29年度の期末・勤勉手当に関する規定 平成29年12月1日

議案第 57 号

射水市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

(説 明)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号)が一部改正されたことに伴い、同法に基づく富山県地域未来投資促進計画について、平成 29 年 9 月 29 日を始期とした新たな基本計画が策定されたため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の題名が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改正されたことに伴い、本条例中の引用法律名について改正するもの。
- (2) 企業立地重点促進区域(乙種区域)について、黒河・池多地区を削り、小杉流通業務団地を追加するもの。

区分	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
甲種地区	七美工業団地	0.15 以上	0.2 以上
乙種地区	富山新港臨海工業地帯、大島企業団地、稲積リバーサイドパーク、広上工業団地、針原企業団地、大門企業団地、小杉インターパーク、小杉流通業務団地	0.1 以上	0.15 以上

- (3) その他規定の整備を行うもの(工場立地法の特例に係る規定について、本則に規定するもの。)

2 施行期日等

- (1) 施行期日
条例公布の日
- (2) 適用期日
平成 29 年 9 月 29 日

議案第 5 8 号

射水市営住宅条例の一部改正について

(説 明)

公営住宅法施行令（昭和 2 6 年政令第 2 4 0 号）及び公営住宅法施行規則（昭和 2 6 年建設省令第 1 9 号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の改正により引用条項の条番号が繰り下げ等されたことに伴い、本条例中の引用条項について改正するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 5 9 号

射水市社会教育委員設置条例の一部改正について

(説 明)

社会教育委員の委嘱の基準について、本市の社会教育の振興において広く市民の意見を反映させる観点から、公募委員を追加することに伴い、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

社会教育委員の委嘱の基準に公募による市民を追加するもの。

2 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

議案第 6 0 号

射水市図書館条例の一部改正について

(説 明)

図書館協議会委員の任命の基準について、図書館運営等において広く市民の意見を反映させる観点から、公募委員を追加することに伴い、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

図書館協議会委員の任命の基準に公募による市民を追加するもの。

2 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

議案第 6 1 号

字の区域の変更及び廃止について

(説 明)

黒河新地区における開発行為に基づく宅地造成事業に伴い、字の区域を変更及び廃止する必要が生じたので、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

なお、この処分は、射水市長の告示により効力を生ずる(同条第 3 項)。

〈地籍調書〉

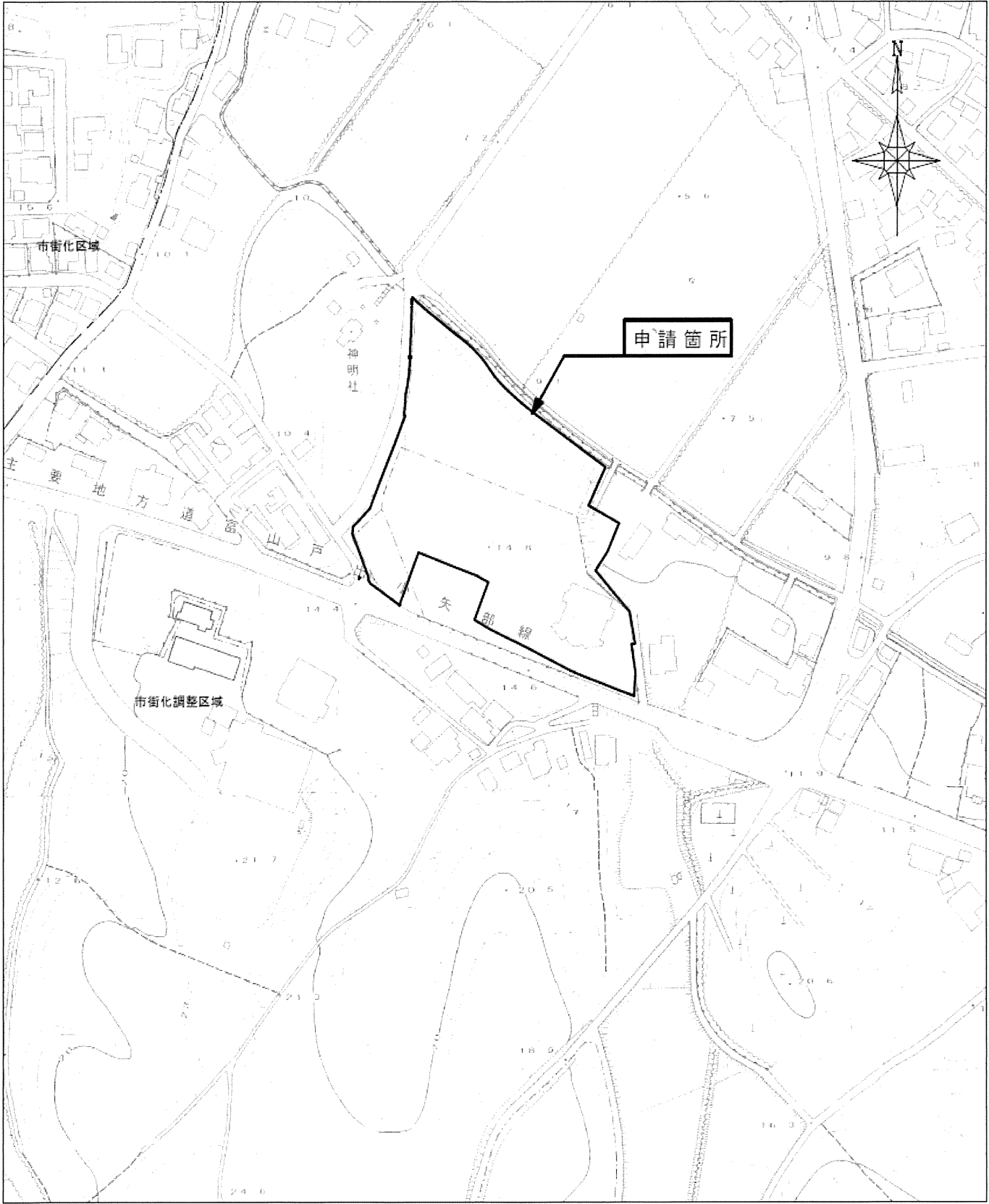
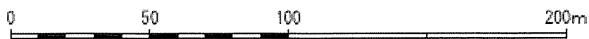
1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	大字名	字名	筆数	地積 (㎡)	備 考
射水市	黒河	竹山	6	6, 300. 58	大字黒河新に編入

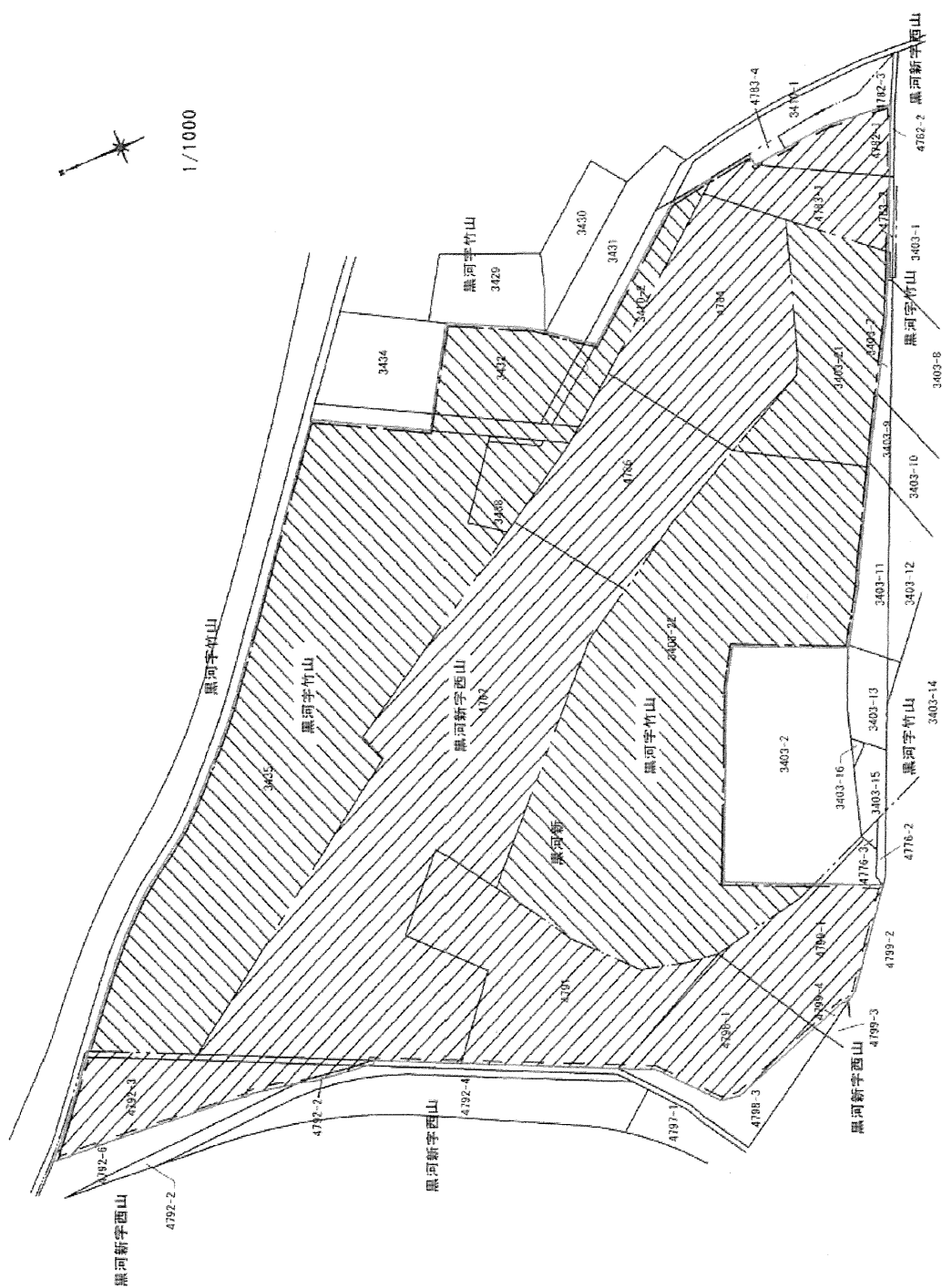
2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	大字名	字名	筆数	地積 (㎡)	備 考
射水市	黒河新	西山	9	5, 734. 09	

黑河新位置図


$$S = 1/2, 500$$


黑河新区域图



凡 例	
開發区域界	
大字界(旧)	
大字界(新)	
字 界(新)	
黒河雪竹山交	
黒河新に變更	
黒河新字西山の 字界を修正	

議案第 6 2 号

字の区域の変更について

(説 明)

黒河地区における開発行為に基づく宅地造成事業に伴い、字の区域を変更する必要性が生じたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

なお、この処分は、射水市長の告示により効力を生ずる（同条第 3 項）。

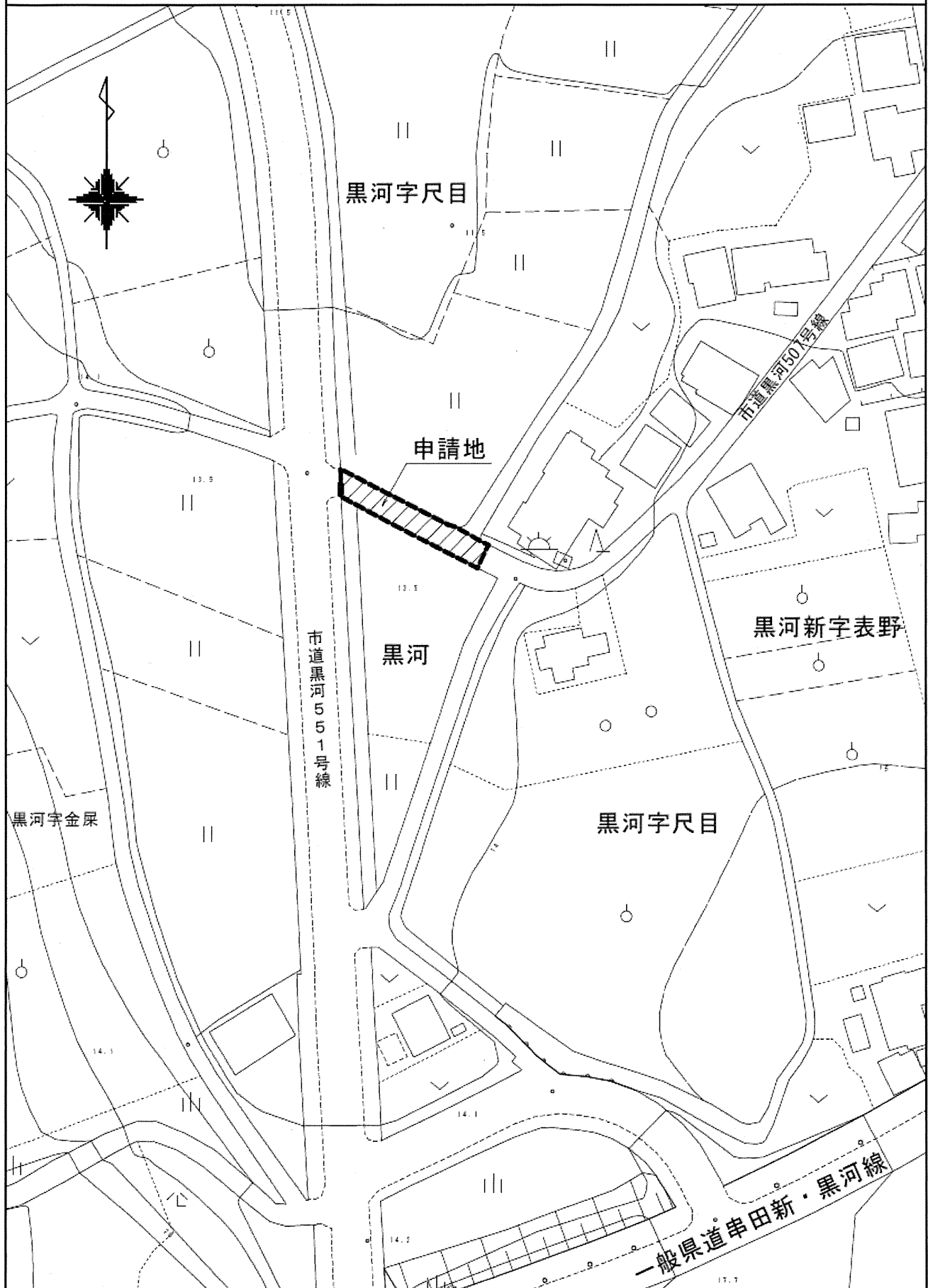
〈地籍調書〉

字の区域の変更に関するもの

市町村名	大字名	字名	筆数	地積 (㎡)	備 考
射水市	黒河新	金屎	2	157.00	大字黒河字尺目に編入

字区域変更位置図

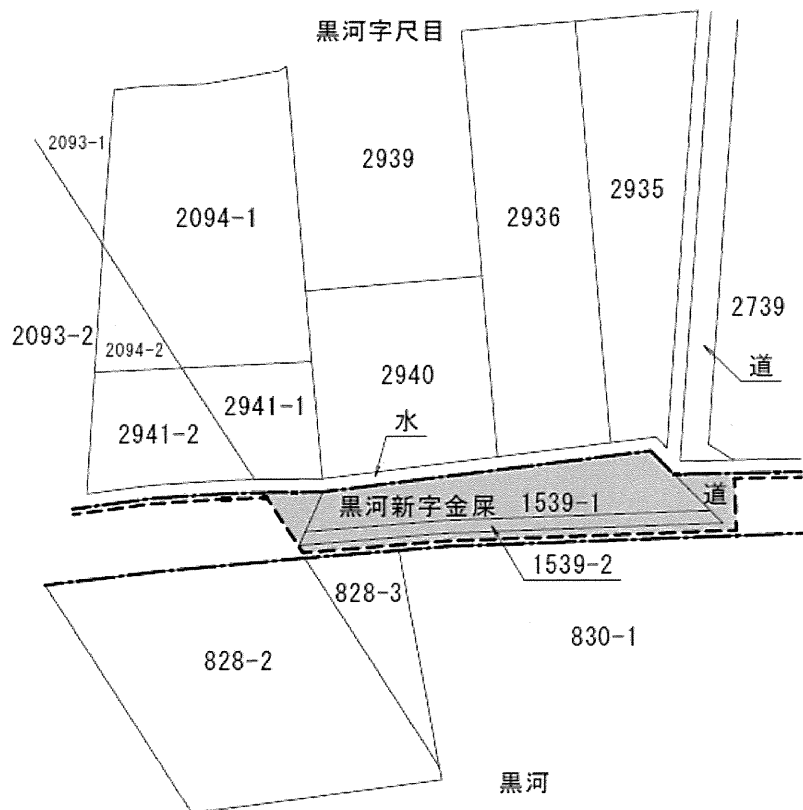
S=1/1,000



射水市黒河地内分譲宅地造成工事
字の区域の変更図
区 域 図



S=1:500



凡 例	
———	大 字 界 (旧)
-----	大 字 界 (新)

凡 例	
従前の大字、字の区域を変更し 大字「黒河」字「尺目」に編入する区域	

議案第 6 3 号

字の区域の変更について

(説 明)

県営農地整備事業広上地区における土地改良事業に伴う換地処分のため、字の区域を変更する必要が生じたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

施行期日 換地処分の公告があった日の翌日

〈地籍調書〉

字の区域の変更（串田）に関するもの

市町村名	大字名	字名	筆数	地積 (㎡)	備 考
射水市	広上		5	2, 674. 00	大字串田に編入

字の区域の変更（上条）に関するもの

市町村名	大字名	字名	筆数	地積 (㎡)	備 考
射水市	広上		2	1, 422. 00	大字上条に編入

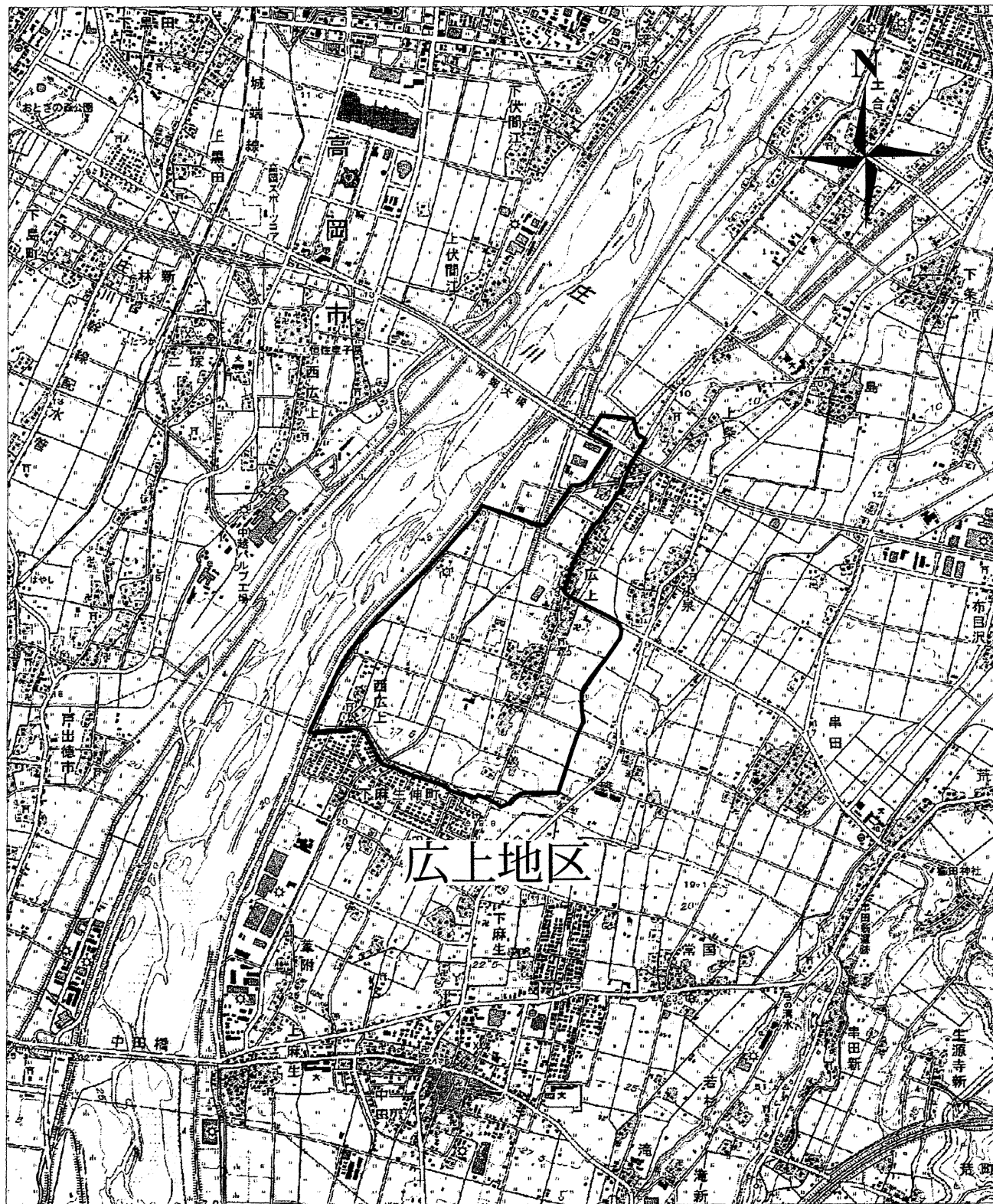
字の区域の変更（広上）に関するもの

市町村名	大字名	字名	筆数	地積 (㎡)	備 考
射水市	小泉		3	1, 147. 00	大字広上に編入
	上条		2	781. 00	
計			5	1, 928. 00	

県営農地整備事業広上地区土地改良事業

大字・字区域の変更

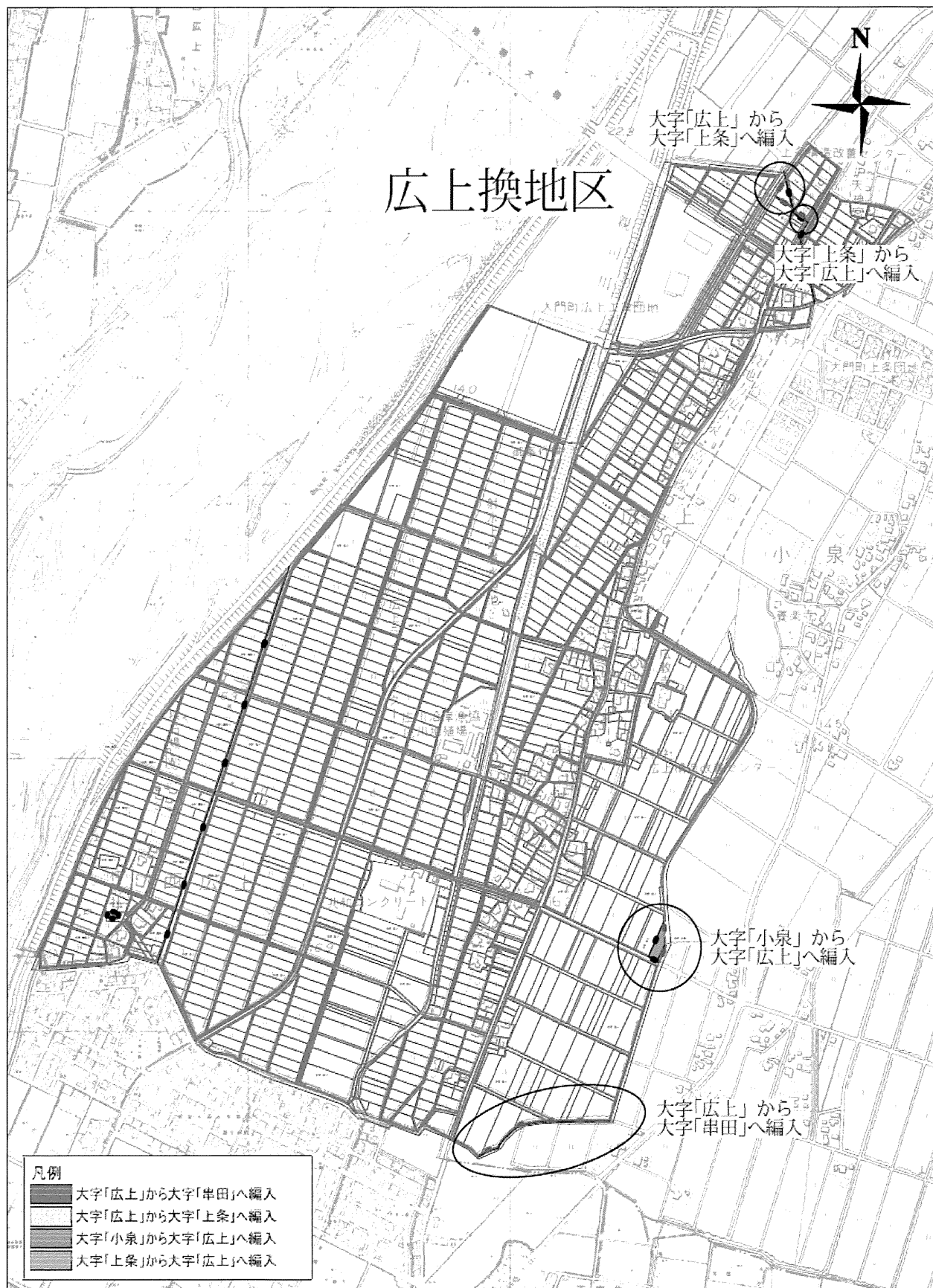
位置図 S=1:25,000



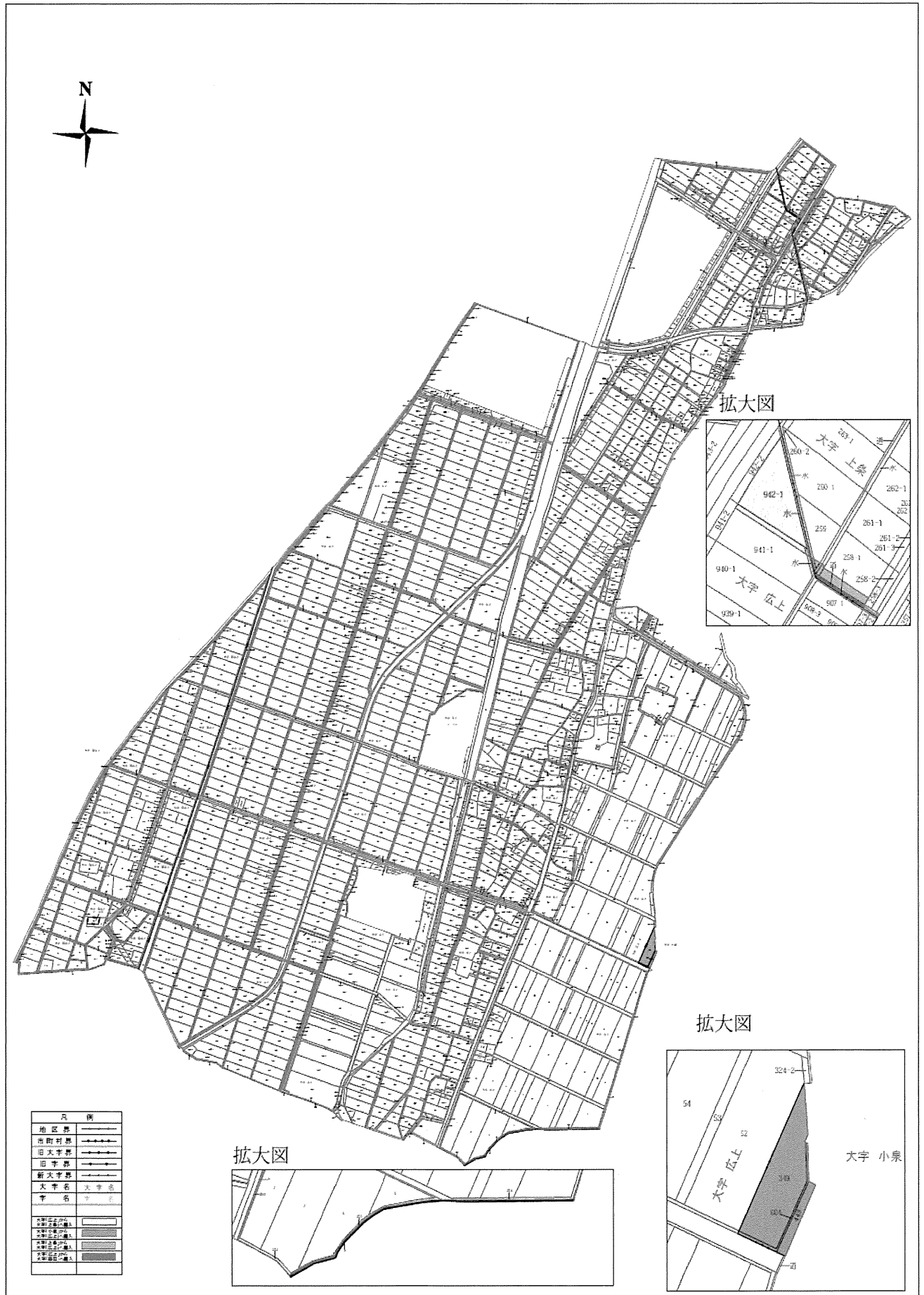
県営農地整備事業広上地区土地改良事業

大字・字区域の変更

位置図 S=1:7,000



県営農地整備事業広上地区土地改良事業 大字・字区域の変更



議案第 6 4 号

指定管理者の指定について

(説 明)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、射水市川の駅新湊の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
射水市川の駅新湊
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社 新湊観光船
- 3 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地
射水市海王町 2 番地
- 4 指定管理者となる団体の代表者名
代表取締役 土屋 和久
- 5 指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで（1 年間）

議案第 6 5 号

指定管理者の指定について

(説 明)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、射水市大門コミュニティセントー及び射水市大門農村環境改善センターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
射水市大門コミュニティセントー及び射水市大門農村環境改善センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
特定非営利活動法人 ワークーズコープ
- 3 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地
東京都豊島区東池袋 1 丁目 4 4 番 3 号 池袋 I S P タマビル
- 4 指定管理者となる団体の代表者名
代表理事 田嶋 羊子
- 5 指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで（3 年間）

報告第 17 号

専決処分の報告について

(説 明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
12	平成 29 年 9 月 27 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 34,365 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 市道の集水桝蓋破損による車両破損事故 発生日 平成 29 年 7 月 25 日 場 所 射水市土合地内
13	平成 29 年 10 月 31 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 60 パーセント 損害賠償額 市 79,782 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 市道陥没による車両破損事故 発生日 平成 29 年 9 月 20 日 場 所 射水市本町三丁目地内